

告示

埼玉県告示第八百八十八号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 知事指定薬物

- イ ー（シクロブチルメチル）―N―（ニ―フェニルプロパン―ニ―イル）―
- 一 H―インダゾール―三―カルボキサミド（通称名 CUMYL―CBMINA
CA）及びその塩類
- ロ 「（ニS・四S）―二・四―ジメチルアゼチジン―一―イル」 「（八R）
―六―メチル―九・十―ジデヒドロエルゴリン―八―イル」メタノン（通称名
LSZ、LA―SS―Az）及びその塩類
- ハ ー（四―フルオロ―三―メチルフェニル）―二―（ピロリジン―一―イル）
ペンタン―一―オン（通称名 fluor―三―methylyl―α―PV
P、MFPVP）及びその塩類

二 効力発生の日

令和四年八月三十一日